# 作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関の指定に関する省令 （平成十三年厚生労働省令第七十号）

作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関は、次のとおりとする。

###### 一

指定試験機関の名称

###### 二

指定試験機関の住所

###### 三

試験事務を行う事務所の所在地

###### 四

試験事務の開始の日

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年六月一二日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。